

平成14年4月、商法改正・税法改正カンタン解説

このところ商法改正が連続しています。専門家の私たちでさえ、とまどう位のめまぐるしさです。とは言っても会社経営の前提となる法律が変わるわけですから、面倒だとほっておくわけにもいきません。

そこで今回、特に4月以降の法律改正を中心に、私たち小規模・中小企業にも関係する点を、カンタンにまとめてみました。ちょっと辛抱してお目を通していただければ幸いです。

1. 商法改正の背景

昨今の一連の商法改正は、次のような背景のもとに行なわれています。

- ① 金融構造の変化（間接金融から直接金融へ。証券界の活性化）
- ② 機動的な経営への対応
- ③ 21世紀型ベンチャービジネスの育成
- ④ グローバル・スタンダードへの対応
- ⑤ 企業統治に関する意識の高まり
- ⑥ IT革命への対応

株式交換や株式移転制度、会社分割法制などから始まって、金庫株の解禁、今回4月の改正、来年施行予定の改正まで入れると、一気に半世紀分位の劇的な改正が行なわれた、といってもいいのではないのでしょうか。

（それだけ、今まで何もしてこなかった、とも言えますが）

2. 金庫株などの平成13年10月施行の商法改正

これらについては、第1回のニュースレターの付録につけましたので、細かい説明はいたしません。次のようなものがありました。

- ① 金庫株の解禁（自己株式の取得・保有が自由になった。）
- ② 法定準備金の減少手続き等
- ③ 純資産規制の撤廃および額面株式の廃止
- ④ 単位株制度の創設
- ⑤ 端株制度の改正

ティーエム・コンサルティング(株) 代表
税理士 北岡 修一

この中で、中小企業にとって関連してきそうなのが、①金庫株の解禁と③の純資産規制の撤廃です。これらについて若干解説いたします。

(1) 金庫株の解禁

これは自社の株式を会社が自由を買って、保有していてもいいよ、という制度です。今までは、自社株は原則買えなかったので、180度方針が変わったということです。自社の株式をいろいろなところに分散していたけれど、後継者に会社を譲るにあたって買い戻したいとか、逆に買い戻してくれなどの要請があった場合に、都合のいい制度です。

ただし、以下の点に注意して下さい。

①定時株主総会での承認が必要

自由には買えるといっても、定時株主総会での承認（中小企業の場合は、特別決議：2/3以上の賛成）が必要です。定時株主総会は、1年に1回です。だから、実際に買いたい時にすぐできるわけではないのが不便。

※小さい声で言いますが、同族会社の場合などは、株主総会は実際やらないですね。したがって、自社株を買う時に、遑って定時株主総会議事録を作ればよいと思います。

②定時株主総会の招集通知に記載することが必要

自社株購入を、議案として招集通知に入れる必要があります。その際、株主は自分の株も買って欲しい旨、要求することができます。我も我もと、自社株買取り請求が来た場合には、議案を否決せざるを得ない状況も考えられます。

③その他

- ・ 買取る金額の総額は、配当可能利益の範囲内です。
- ・ 買取り金額の内、資本金の払戻しを超える部分はみなし配当になり、20%源泉をする必要があります。
- ・ 自己株式は、資本の部の控除項目として表示します。

(2) 純資産規制の撤廃および額面株式の廃止

額面株式が廃止になった、というのは何となくピンと来ない方もいらっしゃるかと思いますが、要は株式の発行価格は、今後は会社が自由に決めていいですよ、ということです。1株1万円でもいいし、5,000円でも500円でも、1円でもいいですよ、ということです。

①これから会社を設立する場合

株式会社は1,000万円以上、有限会社は300万円以上、これは変わりません。発行する株式の額面はありませんから、何株発行するかによって1株あたりの価格が変わってきます。1,000万円の株式会社の場合、1株10,000円であれば、1,000株、5,000円であれば、2,000株、50円であれば200,000株を発行することになります。いくらにしても構いません。

②既存の会社の場合

現在発行している株式がありますので、その金額がベースになります。1株あたりの価格を下げたい場合は、**株式分割**を行ないます。従来はこの株式分割を行なう際に、純資産規制がありました。すなわち、分割後の1株あたりの純資産価格が5万円を切ってはいけない、ということでした。今回、その規制が撤廃されましたので、自由に株式分割をすることができます。

高い株価でなかなか譲渡が思うようにできない会社など、取締役会の決議でカンタンに株式分割をすることができるようになりました。

- ※ なお、額面株式の廃止に伴ない、定款を直しておいた方がよいでしょう。定款変更は、株主総会の決議事項ですから、3月決算の場合は5月または6月の定時株主総会で定款変更を決議しておきましょう。

3.平成14年4月施行の商法改正

以上は、既に去年の10月から改正されているものです。

さらに今回、4月から施行される商法改正があります。

大項目をあげると、

- ① 新株発行規制等の見直し（授権資本枠制限の撤廃など）
- ② 新株予約権の創設（ストックオプション）
- ③ 種類株式の発行
- ④ 株式の転換
- ⑤ 会社関係書類等の電子化、株主総会の議決権行使等の電子化などです。以下、個々の項目を見ていきます。

(1) 譲渡制限会社の授権資本枠制限の廃止

株式の譲渡制限のある会社（ほとんどの中小企業が該当します。）は、授権資本枠制限が廃止されます。

授権資本枠とは、取締役会の決議で増資できる株式数を取り決めたものです。通常、設立時などは、発行済み株式の4倍までを授権資本枠とします。今回、この4倍という枠が取り払われました。

したがって、会社設立時などは、授権株式数を自由に設定することができます。ただし、授権株式数を記載しておくことは従来どおりです。

(2) 新株予約権の創設

新株予約権とは、「会社が発行する株式を、あらかじめ定められた価格で取得することができる権利」です。これが今回の商法改正で創設されました。今後は、**ストックオプションの付与は、この新株予約権の発行**という方式によります。

①発行決議

- ・ 通常は取締役会決議でOK
- ・ 定款で株主総会とした時は、株主総会
- ・ 譲渡制限会社で株主以外に発行する場合は、株主総会の特別決議
- ・ 有利な価格で発行する場合は、株主総会の特別決議
- ・ 特別決議では、付与対象者の氏名や価格の決議は不要

※ストックオプションは、この新株予約権を無償で対象者に付与することになり、有利な価格での発行ということになります。したがって、株主総会の特別決議が必要になります。

②従来のストックオプションとの違い

- ・ 改正前は、付与対象者は、その会社の取締役や社員に限定されていましたが、今後は誰にでも付与できることになりました。したがって、子会社の役員や社員、コンサルタント、弁護士、税理士、取引先等にも付与することができます。
- ・ 改正前は、付与の限度が発行済み株式の1/10以内となっていたましたが、その制限が撤廃されました。
- ・ 改正前は、ストックオプションの行使期限が10年以内とされていましたが、その制限が撤廃されました。

(3) 種類株式の発行

種類株式とは、普通株式以外の優先株式（議決権がない代わりに、優先配当をする）などの株式をいいます。今回、この種類株式に関する制限が大幅に緩和されました。

種類株式は、中小企業ではあまり発行されていませんが、今後活用できる面もあると思います。

① 今回の改正の概要

- ・ 改正前は、議決権のない株式は、配当優先株に限られていました。今後は、普通株式でも議決権のない株式を発行することができるようになりました。
- ・ 改正前は、議決権を与えるか、与えないかの二者択一でした。今後は、一部について議決権を与える（議決権制限株式）ことも可能です。
- ・ 議決権復活の条件を定款で自由に定められるようになりました。
- ・ 無議決権株式の発行限度が、発行済み株式総数の1/3から1/2に広がりました。 その他

② トラッキングストック

トラッキングストックとは、特定の営業部門や子会社の利益等に配当が連動する株式をいいます。昨年、ソニーが採用して話題になりました。

これが、今回の商法改正で認知されました。すなわち、優先株式の利益の配当は、確定額ではなく、算定基準を定めればよいことになったので、トラッキングストックが認知されたわけです。

(4) 会社関係書類等の電子化、株主総会の議決権行使等の電子化

会社と株主の書類のやり取りや、書類の備置きなどについて、電子化が規定されました。その他、当面関係ありそうなのは、次のようなところです。

① 株主総会招集通知の電子化

今回の改正により、電磁的な方法（メール通知）により、招集通知を送ることができるようになりました。ただし、実際に発送するには、各株主の承諾が必要です。会社としてもこれは義務ではなく、株主へのサービスとして選択し得る制度と言えます。

② ITによる議決権行使

この内容は、2段階に分かれています。

1. 株主1,000人未満の会社も、書面投票制度を採用できるようになった。
2. その上で、電磁的方法による議決権行使（電子メールや、ホームページへのアクセス）ができるようになった。

なお、書面投票制度を採用するには、取締役会の決議が必要です。

③ 計算書類の公告の電子化

- ・取締役会の決議により、従来の公告との選択制で電磁的方法による公告が認められました。
- ・この場合、5年間に渡っての開示義務があります。
- ・中小会社の場合は貸借対照表、大会社の場合は貸借対照表と損益計算書を公告します。なお、この場合要旨での開示は認められていません。

4.平成13年12月の追加商法改正（本年4月又は5月施行）

（1）株主代表訴訟の賠償責任の軽減

今までは、取締役の責任には限度額がなく無制限でした。今回の改正では、定款または株主総会の特別決議により、取締役に重大な過失がなければ、賠償金額の上限は次の金額とされました。

- ・代表取締役 年間報酬額の6年分
- ・社内取締役 年間報酬額の4年分
- ・社外取締役 年間報酬額の2年分

（2）監査役の任期延長

監査役の任期が、3年から4年に延期になりました。

平成14年5月以降就任する場合は、4年になりますので注意して下さい。

また、監査役の任期は定款の記載事項ですから、株主総会で定款を変更しておく必要があります。

以上で、商法改正については終わりです。

5.平成14年4月からの税法改正

本年の税法改正は、連結納税以外あまり大きな改正はありません。

連結納税についても、中小企業にとってはほとんどメリットはないと思われるので、概要だけ紹介するにとどめます。

(1) 連結納税制度の創設

- ・ 連結納税の対象は、親会社と100%子会社（直接間接保有で）に限られる。
- ・ 連結納税制度は選択制とし、一旦選択した場合は継続して適用する。
- ・ 事業年度は親会社の年度に統一する。
- ・ 連結に際しては、子会社の資産を時価評価し、評価損益に課税される。ただし、5年超保有されている100%子会社などは例外。
- ・ 親会社の繰越欠損金は使えるが、子会社の繰越欠損金があっても、今後の連結所得から控除することはできない。
- ・ 連結付加税2%が上乘せされる。（2年間の時限措置だが...）
- ・ 法人税率は、親会社の税率による。親会社が資本金1億円以上であれば、所得800万円までの軽減税率は使えない。
- ・ 親会社が資本金1億円以下であっても、所得800万円までの軽減税率は親会社1社分しか使えない。（単独であれば各社使えるが...）
- ・ 交際費の枠も、親会社1社分しか使えない。
- ・ 適用は、平成14年4月1日以後に開始し、平成15年3月31日以降に終了する事業年度から適用する。

(2) 法人税関連

①留保金課税の軽減

- ・ 試験研究費および開発費の合計が、売上の3%を超える法人については、留保金課税を免除する。
- ・ 資本金1億円以下の法人については、留保金課税を5%軽減する。

②交際費の限度額増額

- ・ 資本金1,000万円超5,000万円以下の法人の交際費限度額を、300万円から400万円に増額する。これにより、資本金5,000万円以下の法人は、一律400万円となる。5,000万円超は、交際費は全額損金不算入。

(3) 所得税関連

- ① 老人マル優の廃止および障害者マル優制度への吸収
- ② 証券会社の特定口座にある上場株式等の申告不要制度

平成15年から株式譲渡が申告分離課税に一本化されることによる、措置です。

③ **ストックオプション税制**

商法改正（新株予約権－4ページ参照）に伴ない、税法もストックオプションの非課税措置を改正しました。

・非課税の対象者に、子会社の取締役や社員を加えました。ただし、外部のコンサルタントや税理士などは非課税になりません。

（なお、ここでいう非課税とは、ストックオプションの権利行使時＝株式購入時の課税関係です。）

- ・非課税の条件である、年間の権利行使限度額 1,000 万円を 1,200 万円に引き上げる。
- ・その他にストックオプション非課税の要件に、2年間は権利を行使できない旨の規定があるが、それは変わらず。
- ・行使期限 10 年、および新株予約権譲渡ができない旨を、契約に入れることの条件が追加される。

(4) 相続税関連

① 同族株式の評価減

一定の同族株式について、評価減をする規定が設けられました。

- ・要件：株価総額 10 億円未満。被相続人等が 50%以上所有。他
- ・発行済み株式の 1/3 以下で 3 億円までの部分について、10%評価減をする。すなわち、最高 3,000 万円評価減できる。
- ・ただし、これは小規模宅地の評価減との選択適用になる。

② 同族株式の物納の要件および取扱いが明確化された。

以上